

6月9日（月）正午～午後2時 衆議院第2議員会館第4会議室

一事不再理と共謀罪を考える院内集会

日本の裁判が無罪判決が確定した人が、同じ罪状で外国で逮捕される。これまで想定されていなかった事態が実際におきてしまいました。

言うまでもなく、同じ容疑で二度裁かれることは日本国憲法第三十九条によって禁止されています。この一事不再理と呼ばれる考えは、わが国だけでなく米国をはじめ多くの国々で人権上の原則として確立しています。しかし、国境を越えてしまえばこの原則は適用されないと述べる人たちもいます。

一方、国境を越える犯罪を取り締まることを名分として論議されている共謀罪が、今回の逮捕・身柄拘束でも取り沙汰されています。ある犯罪とその予備行為である「共謀」は切り離して起訴や処罰の対象となるのかも、議論が集中するところです。

海外で日本国民が身柄拘束を受けた場合、それが法にもとづく正当な逮捕や拘留なのか、もし法手続きや人道上の問題があれば、邦人保護は日本国政府の重大な責任であるはずです。こうしたさまざまな問題を、具体的事例に照らして専門家からのレクチャをつけ、議員と市民とでともに考える院内集会をもちます。ふるってご参加ください。

お話し

順不同

弘中惇一郎（弁護士）

新倉 修（青山学院大学法科大学院教授）

浅野健一（同志社大学教授） 他

一事不再理と共謀罪を考える集会・実行委員会

問い合わせ：TEL 090 6175 3405